

平成 29 年度

第 3 回文教民生常任委員会会議録  
第 1 回文教民生分科会会議録

平成 29 年 6 月 7 日

宍 粟 市 議 会

平成29年度第3回文教民生常任委員会会議録

日 時 平成29年6月7日（水曜日）

場 所 宍粟市役所503会議室

開 会 6月7日 午前 9時00分

次 第

1. 審査・報告事項

（総合病院）

所管事務調査

（市民生活部）

審査事項

- ・ 第67号議案 宍粟市税条例の一部改正の専決処分（専決第11号）の承認について
- ・ 第68号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について
- ・ 第69号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について

所管事務調査

- ・ 平成29年度市民生活部組織体制について
- ・ 平成28年度国民健康保険事業特別会計決算見込み及び平成29年度国民健康保険事業特別会計予算について
- ・ 資源物のコンテナ回収の推進について

（請願審査）

- ・ 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

（健康福祉部）

所管事務調査

- ・ 平成29年度健康福祉部組織体制
- ・ 子育て世代包括支援センターの開設について

- ・平成29年度宍粟市障害者就労施設等優先調達推進について
- ・小規模多機能型居宅介護事業所「笑顔」に関する報告

(教育委員会)

継続調査

- ・学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について

その他報告事項

- ・平成29年度教育委員会組織及び事務分掌について
- ・平成28年度第3学期「いじめ事案」について
- ・平成29年度「宍粟の教育」について

第74回宍粟市議会定例会付託案件討論及び採決

2. その他

- ・閉会中の継続調査事項
- ・次回委員会の開催について

出席委員

委員長	榎橋美恵子	副委員長	浅田雅昭
委員	宮元裕祐	委員	山下由美
〃	神吉正男	〃	林克治
〃	大畑利明	議長	実友勉

参考人

東豊俊議員、宍粟市教職員組合 菅野広太郎執行委員長、仁尾雅浩書記長

出席説明員

(総合病院)

総合病院事務部長	志水史郎	総合病院事務部次長兼医事課長	大前和浩
総合病院総務課長	船曳浩尉	総合病院部付課長	後藤一三
総合病院総務課副課長兼財政係長	高下司	総合病院総務課副課長兼施設管理係長	鳥居長則
総合病院総務係長	阪本典子	総合病院医事課副課長	秋久一功
総合病院医事係長	平松るみ子		

(市民生活部)

市民生活部長 小田保志  
市民生活部次長 澤田志保  
市民課長 中尾美恵子  
税務課副課長 朱山和成  
環境課長 宮田隆広

市民生活部次長 垣尾誠  
市民生活部次長兼税務課長 森本和人  
市民課副課長 梶原昭一  
債権回収課長 石垣貴英  
環境課副課長 西岡公敬

(健康福祉部)

健康福祉部長 世良智  
健康福祉部次長兼障害福祉課長 水口浩也  
健康福祉部次長兼千種診療所事務長 大谷奈雅子  
介護支援課長 谷林眞寿美  
障害福祉課障害福祉係長 鳥羽千晴

健康福祉部次長 津村裕二  
健康福祉部次長兼波賀保健福祉課長 田中祥一  
社会福祉課長 木原伸司  
保健福祉課長 中野典子

(教育委員会)

教育部長 藤原卓郎  
教育部次長 田路正幸  
学校教育課長 山本哲史  
施設整備課長 西林文隆

教育部次長 前田正人  
教育総務課長 橋本徹  
こども未来課 中尾善弘  
社会教育文化財課長兼歴史資料館長 藤井康明

事務局

事務局長 岡崎悦也

主 幹 清水圭子

( 午前 9時00分 開会 )

榎橋委員長 おはようございます。ただいまより、平成29年度第3回文教民生常任委員会を開催をいたします。

このたび委員長になりました榎橋でございます。ふなれなため多々御迷惑をおかけするかもわかりませんが、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、今回初めてでございますので、病院関係から進めてまいりますけれども、総合病院の議案審査がございませんので、所管事務調査を行いたいと思っております。

発言される方は、挙手をして、委員長から指名を受けて、マイクのスイッチを確認した上、発言をしてください。よろしくお願いいたします。

今回、初回の委員会でございますので、調査に入る前に自己紹介をお願いをしたいと思います。

それでは、事務部長より順次お願いいたします。

#### 【出席者自己紹介】

榎橋委員長 それでは、自己紹介が終わりましたので、調査に入りたいと思っております。

#### 【継続調査事項及び次回日程等を協議】

榎橋委員長 よろしいでしょうか。

( 「はい」 の声あり )

榎橋委員長 では、よりよい病院になるように、ともどもに頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ないようでございますので、これで総合病院の所管事務調査を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。再開は10時15分から始めたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

午前10時06分休憩

---

午前10時16分再開

榎橋委員長 委員会を再開いたします。

市民生活部の審査及び所管事務調査を行います。発言される方は、挙手をし、委

員長から指名を受けて、マイクのスイッチが入ってから発言をしてください。よろしくお願いいいたします。

今回は、最初の委員会でございますので、審査に入る前に自己紹介を皆様にお願いをしたいと思います。

それでは部長のほうから、よろしくお願ひします。

#### 【出席者自己紹介】

榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、資料の訂正とか補足説明とかありましたらお願いします。

小田部長。

小田市民生活部長 失礼します。それでは、5月26日に付託案件の第67号議案から第69号議案までにつきまして、議員協議会において説明のほうさせていただきました。それと、6月2日に本会議の提案日におきまして、議案質疑のほうを受けさせていただいたところでございますが、それぞれ、委員会において報告をしますというような回答をさせていただいた点が数点ございますので、それにつきまして、森本次長のほうより説明のほうさせていただきます。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 それでは、部長のほうから先ほどありましたように、私のほうから去る5月26日の議員協議会で出ました質疑、並びに本会議の中で出ました質疑、そういったものを含めまして、回答をさせていただきます。

順次、回答を申し上げますけども、もし抜けておるような場合がありますら、最後にまた御指摘いただいたらなと考えております。

それでは、まず、今回の議案につきまして、固定資産税の特例措置導入は、新旧対照表のどこに記載されているのかということなんですけども、まず、第67号議案の参考資料、新旧対照表6ページをごらんいただきたいと思いますが、そこで特例措置をうたっておるわけなんですけども、まず、6ページの第61条の2第1項につきましては、家庭的保育事業の該当条項、これは、地方税法の本則の中で規定されておるものであります。

同じく同条の第2項、居宅訪問型保育事業の該当条項、この件につきましても、地方税法の本則の中で規定されております。

同じく同条第3項、事業所内保育事業の該当条項、この部分につきましても、地

方税法の本則の中で規定されております。

続きまして、新旧対照表10ページでございます。

附則第10条の2第10項、これにつきましては、企業主導型保育事業の該当条項であります。時限的な措置として、今回新規の制定をしております。この件につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに政府の援助で総務省令で定めるものを受けたものということで、5年度分につきましては、その課税の割合を定めたものであります。

同じく附則の第10条の2第11項につきましては、緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の該当条項でありますけれども、この部分につきましても、時限的な措置として新規制定をしております。平成31年3月31日までに市民緑地等の用に供する土地につきまして、賦課年度から3年度分につきましてはの割合を定めているものであります。

続きまして、市が特例措置として何をどのようにしようとしているのかということですが、地方税法等の一部の改正に伴いまして、本市として、子育てに係る多様な就労形態に対する保育サービスの拡大と保育の受け皿としての環境整備を促進する上で、事業所内保育を初めとする保育事業に対しまして、特例措置の導入を図っております。

事業所内保育事業等につきましては、従来から地方税法の中で課税標準が定められていたけれども、課税標準の特例措置が地域決定型、いわゆるわがまち特例による地域決定型とされたことによりまして、条例の中での割合を定めております。

なお、条例の附則で制定しています企業主導型保育事業につきましては、平成31年3月末までに設置した場合についての適応のために、時限的な措置なものであるということで、附則で制定しまして、現状の措置として課税標準の割合を定めております。

次に、緑地管理機構が設置する市民公開緑地の用に供する土地の特例措置につきましては、土地の有効利用を促進する目的で法整備されたものを受けまして、空き地等の利活用や、民間団体や、市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みの受け皿として、このたび条例整備を行ったところであります。

本件につきましても、企業主導型保育事業と同じくして、時限措置的なものであることから、附則で制定しまして、現状の措置として課税標準の割合を定めております。

続きまして、緑地保全・緑化推進法人とは何かということなんですけれども、緑地

を管理する自治体を補完する緑地保全の担い手、この分につきましては、緑地管理機構制度によりまず指定を受けた公益法人、緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立されました一般社団法人、一般財団法人、またNPO法人を指します。

続きまして、市民緑地の定義は何かということなんですけども、市民緑地とは、民間団体、事業者が緑地を設置しまして、管理する計画について、市町村の認定を受け、これにより住民が利用できる公開された緑地を指します。

続きまして、新旧対照表の9ページ、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改定されているが、そのことでの影響はどの程度あるのかという御質問なんですけども、2017年度の税制改正によりまして、配偶者控除を満額受けられず配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げるなど、配偶者控除、配偶者特別控除が見直しされまして、これに伴いまして、現行の控除対象配偶者が、控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者の3つとなっております。控除対象配偶者を定義しています所得税法の規定が整備されたのを受けまして、このたびの条例の改正を行ったものであります。

同一生計配偶者とは、居住者の配偶者で、その居住者と生計を一にする者のうち合計所得金額が38万円以下である者を言います。控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下、年収にしますと1,220万円以下でありますけども、その者である居住者の配偶者を言います。

続きまして、源泉控除対象配偶者とは、居住者、合計所得金額が900万円以下であるものに限りことになっておりますけども、その配偶者で、その居住者と生計を一にする者のうち合計所得金額が85万円以下である者を言います。

このように、税制改正が行われたことによりまして、現行の控除対象配偶者は、同一生計配偶者に名称を変更されたのみでありまして、内容は現行とは変わりありません。よって、本条文自体の改正による影響についてはないものと考えております。ちなみに、本条例の改正につきましては、附則でもうたわれておりますように、平成31年1月1日から施行されるものであります。

続きまして、企業主導型保育事業、事業所内保育事業の内容の説明についてですけども、事業所内保育所につきましては、地域型保育事業として認可保育所等に該当するものでありまして、企業主導型保育事業は、認可外保育施設に該当しまして、事業者が市の関与を必要とせず、国から助成を受け、運営できる事業であります。

それと、現状市内で実施されている事業所があるかということなんですけども、市内には、これは小田部長のほうから、本会議の中でも答えていただきましたけど

も、市内には事業所内保育事業としてヤクルトが実施されております。1カ所のみであります。

続きまして、宍粟市の国民健康保険税条例の一部改正につきましてですけれども、所得基準の基準額の見直しで、軽減対象になる世帯数等はわかるかということなんですけれども、あくまで所得条件が同じであることを前提としまして試算しますと、5割軽減の世帯が10世帯、2割軽減の世帯が13世帯、計23世帯が対象となります。

それと、本議会の中でありました、このたびの改正につきまして、本則での改正と附則での改正、規定しているものはあるけれども、その違いは何かということなんですけれども、法律は、いわゆる法制上、本則と附則に分かれての定義がされておるわけなんですけれども、本則につきましては、法令の本体的な部分となる実質的な部分でありまして、今後も継続的に必要なものを定めるような規定がうたわれております。

一方、附則につきましては、本則に定められました事項に附属したいとか、経過的な措置を含めたもので必要な事項を定めているということで、新しい制度が定着するまでの引き継ぎを規定したものであります。

今回の改正につきましても、事業所内保育事業につきましては、上位法においても本則にあるものについて、課税標準の特例割合を地域決定型としたものでありまして、企業主導型保育事業等につきましては、平成31年3月末までに設置した場合について適用されるために、時限的なものであることから、附則で制定されておりますので、今回上位法に充てて時限的措置で附則で制定しておるものであります。

それと、わがまち特例に関して、市としての参酌基準に対する考え方などは設けていないかということなんですけれども、全国的な施策として、国が求める割合より地域の実情によりまして普及させたい場合は上限に、既に十分普及している場合は、下限の割合とすることができます。

当市におきましても、上位法に基づきまして、わがまち特例が創設等をされた場合につきましては、市の施策として、交付税の基準財政収入額の算定となります国が示す特例割合を超えても普及させる必要がある場合については、担当部局と協議しまして、上限の割合を検討していくということとなっております。

また、その市の状況を見つけて、十分整っているというような場合につきましては、下限を選択することもできますけれども、今のところ国の示す基準ということで参酌どおりの基準でこのたび割合を定めさせていただいております。

以上であります。

榎橋委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑のほうに入りたいと思います。第67号議案について、質疑はございませんか。

大畑委員。

大畑委員 第67号で質問したいんですが、先ほどの説明で十分わかりました。今回の改正の趣旨は十分理解できました。それを踏まえて、2点なんですが、一つはわがまち特例の参酌の考え方で、十分普及されている場合と、もっと普及を図ろうという場合で、上限割合を考えていくということでありまして、今回は、全くその辺の従来あった2分の1でそのままされていると、それから、時限的な措置のものについても同じ率にされているということで、本会議場では、待機児童というような問題が我が市にはないので同じ率にしたという、そういう趣旨の答弁だったかなと思うんですが、そこもう一度確認しますが、それでよろしいのかどうか。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 はい、このわがまち特例を導入する際につきまして、子育ての保育を受け入れる教育部との協議もしております。その際に、現状、私立の認可保育所等も含めまして、980人の定数に対しまして、4月1日現在100人ほど定員割れをしております。そういったかげんから市内での保育事業をしていく場合に、定員が下回っている部分について、保育所の受け皿があるということで、積極的に今のところ、待機児童がないというところで、こういった事業所内保育事業等を積極的にしていくというようなところは、現状のところはないというような協議に至って、今回の割合とさせていただきます。

山下委員 大畑委員。

大畑委員 そうしたことだったんだと思うんですけど、私が参酌の中でもう一つ検討されたのかされてないのかというのを伺いたいんですけども、これは、子ども・子育て制度の新制度ができたときに、こういう、要は国の考え方で、小規模のものまで事業参入、規制緩和させていって、教育ママでありますとか、そういう小さなところまで認可事業として、地域型の保育事業を進めていって、待機児童を解消ということだったかと思うんですが、税の今回の改正は、その趣旨を受けた改正をやってますでしょ。それで、宍粟は、そういう待機児童の問題だけじゃなくて、今の公立とか、社福とかそういう資源でもう十分足りていると、だから、これ以上そういう小規模の保育事業を参入させる必要がないんだということも判断にあるのか

どうか、その辺ちょっと聞きたい。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 まさしくその部分につきましては、教育委員会部局での判断となろうと思います。あくまで教育委員会での判断を仰いだ上での税としての税率改正が税務課での役割でありまして、その部分につきましては、ちょっとここで答えられないかなと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。政策的なことですから、はい、わかりました。

もう1点だけお願いします。本会議場で、これも質問させていただいたんですが、事業所内保育事業について、今回は5人以下という小規模なものでして、実際市内に存在するヤクルトさんは、無認可であり5人以上の定員、各20人ぐらいの定員かな、実質入っておられるの何人かわからんけど、定員規模でいったら、今回の税法改正の枠から外れると、私が質疑させていただいたときには、意味は、もっと以前からこの保育事業に手がけておられるところが、こういう特例の恩恵を受けなくて、小規模のものが受けていくということから、この市内の適用にならない保育事業の扱いについてどうされるんですかということに対して、部長は、今後の研究課題とするという答弁だったかなと思うんですが、その辺についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 ヤクルトさんの事業所内保育所につきましては、定員が10人であるそうであります。現状2人から3人の利用と聞いております。

まず、ヤクルトさんがやっております事業所内保育事業ですけども、先ほど大畑委員のほうからもありましたように、ヤクルトさんが手がけております事業所内保育事業につきましては、以前、子ども・子育て支援の関係で法律改正されたのは、平成27年4月だったと思います。それと許認可外の保育施設ということで、二つの事業所内保育事業の運営があるわけなんですけども、ヤクルトさんのほうは無認可で運営をされております。まさしくこのたび、以前あった事業所内保育事業、ヤクルトさんが、今まで先行してされておったのにもかかわらず、恩恵を受けられないということなんですけども、まさしく今回、この税条例の中で改正します企業主導型保育事業、もし企業が手がけるのであればこちらのほうに乗っかっていただいて恩恵を受けるといようなことができます。

企業主導型保育事業は、御存じかと思うんですけども、認可外保育事業でありま

して、手続等、自治体の許認可を受けなくてもできますし、柔軟な対応ができる、一定の保育基準、保育士の配置であったりとか、保育の施設の基準というのは満たさないといけないんですけども、企業独自の自由な発想での事業所運営ができるということで、こちらのほうに乗っかっていただいたらなというような考えもあります。

以上であります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 私もそれがいいかなというように思うんですけど、そういう働きかけは税務課のほうからするのでしょうか。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 まさしく教育部なり、子育て支援の関係の部署だと考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 いや、政策的なことだとそうだと思うんだけど、この税法の適用が受けられますよとかいうのは、税務課のほうからアプローチするべきなんじゃないかなと、僕は思うんですけどね。どうでしょう。

ちょっと補足。ヤクルトさんが、そのような保育事業の内容を変えようかどうかというのは、教育委員会との協議とかいろんなものがあるかもわからんけど、全く市が関与しない事業でしょ、企業型っていうのはね。直接これとやりとりする話やから、ヤクルトさんの判断でされたらいいと思うんですよ。でも、税法上こういう措置がありますよということは、ヤクルトさんに情報提供してあげたらいいんじゃないかなと僕は思うんですけど、その辺で税務課かなと思ったんです。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 教育委員会の部局のほうでも、恐らくこういった制度自体をお知らせはしていると思いますし、こちらのほうも、もし教育委員会と連携しまして、その必要性といたしますか、必要性を感じながら、また、情報提供は、ヤクルトさんにもしていきたいと考えております。

大畑委員 結構です。

榎橋委員長 ほかがございませんでしょうか。

山下委員。

山下委員 さっきのお話聞いてて、わからなかったのでお尋ねしたいんですけども、現在、ヤクルトさんが事業所内保育事業ということで、企業主導型保育事業に変わ

ったら、どういう有利な点が出てくるのかということをお教えいただきたいのと、それとあと、ヤクルトさんが、今回わがまち特例ということで、課税標準額が2分の1ということになるということで、それで、現在、定員10人で二、三人の方を預かっておられるということなんですけども、どのような内容の保育をされているのかをお教えいただけたらと思いました。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 まず、どのような保育をされているかというのは、所管ではないのでそこまでの把握は税務課のほうではしてないということと、どのような恩恵を受けられるのかということは、まさしくこの企業型保育事業のほうに参入されれば、税の課税標準の特例が受けられるということで、時限立法的なものなので、その設置を受けてから5年という制約がありますけども、税のほうでの優遇制度があるということでもあります。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 その次、この国保税の軽減安定所得の見直しについて、お教えいただきたいんですけども。

榎橋委員長 ごめんなさい、まだ。

山下委員 議案第67号だけだったんですね、失礼しました。済みません。

榎橋委員長 ほかはどうでしょう。

浅田委員。

浅田副委員長 1点わがまち特例の関係なんですけども、今回現行の2分の1ということで、それはそれとして、今回はいいのかなというふうに私も思います。ただ、今後、それぞれ働く親御さんがそれぞれ保育所なり、こども園等に預けて子育てをして、仕事の両立ですね。その両立の中で、やはり事業所内でもあるということが、非常に有利な場合もありますし、そんな関係も含めて、それぞれ事業所さん、企業の側が、企業としての子育て支援をどうするかという判断基準の一つとして、課税標準の特例、こんなことも一つの参考というか、そういうことになるのかなというふうな気もしますので、やはりいかにこういう税制改正の部分を事業所さんのほうに周知、PRするか、情報提供するかということは、非常に大きな点かなと思います。

ただ、時限的な措置の部分もございますので、その判断は、それぞれ事業所さんがされたらいいわけでなんで、行政としては、そういう判断基準である情報をいかに提供していくかということも含めて、また周知のほうをいろいろ検討いただいて、

P Rしていただけたらといいのかなというふうに思います。

以上です。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 浅田委員がおっしゃるとおり、また前段の大畑委員のほうからもありましたように、このたびの条例改正を受けまして、少なくとも事業所内保育事業を実施されておりますヤクルトさんには、情報提供を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

榎橋委員長 ほかにありませんか。

(「はい」の声あり)

榎橋委員長 じゃあ、ないようですので、第68号議案の質疑に移りたいと思います。質疑のある方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 じゃあ、ないようですので、第69号議案に移りたいと思います。

質疑のある方いらっしゃいますか。

山下委員。

山下委員 教えていただきたいんですが、今回の見直しによって、新たに2割軽減になれる世帯が13世帯、5割軽減になれる世帯が10世帯ということで説明いただいたんですけども、現在、2割軽減の方が何世帯で13世帯ふえるのか、また5割軽減の方が何世帯で10世帯ふえるのか、教えてください。

榎橋委員長 森本次長。

森本市民生活部次長兼税務課長 現在の5割の軽減世帯は721世帯、2割世帯につきましては562世帯、それで、この現状の所得基準をそのまま置きかえることによりまして、5割の世帯が731世帯、2割につきましては575世帯になります。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 宍粟市はこういう状況なんですけども、他の市町村に比べてこの世帯数というのはどのような状況なんでしょうか。

榎橋委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 御質問なんですけれども、具体的な数値というところについては、今ちょっとそれぞれ把握はしておりませんが、一応これまでのいろんな資料等も確認する中では、軽減を受けている世帯は一般的には少ないほうの部類に入る市であるのかなというふうには考えているところです。

大畑委員 よろしいですか。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと細かいことをお尋ねするんですけども、今回のこの軽減でふえる分、国保財政としては国県の補助金はその分投入されるわけですね。ただし市の持ち出しが4分の1になるとどのくらいの金額を受けるんでしょうか。

榎橋委員長 澤田次長。

澤田市民生活部次長 済みません、その件なんですけれども、ちょっと手持ちでその資料のほうを、数字のほうを持って上がってきてないので、また後ほどということでもよろしいでしょうか。

大畑委員 はい結構です。

榎橋委員長 はい、それでよろしくお願いします。

ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 ないようですので、議案審査を終了したいと思います。

次に、所管事務調査のほうに移りたいと思います。

#### 【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 これにて、所管事務調査を終了させていただきます。

それでは暫時休憩いたします。次回は1時からの再開になりますので、お時間ございませんけどよろしく願いいたします。

午後 0時12分休憩

---

午後 1時00分再開

榎橋委員長 それでは、ただいまより、文教民生常任委員会を再開いたします。

本日、お忙しい中、宍粟市教職員組合から、菅野執行委員長と仁尾書記長にお越しをいただいております。

これより、請願第1号の審査を行いたいと思います。

質疑がある方は、恐れ入ります挙手をお願いいたします。発言される方は、委員長のほうから指名をしますので、マイクのスイッチを入れて、発言をしていただくようによろしく願いいたします。

それでは、質疑のある方、よろしく願いをしたいと思います。

大畑委員。

大畑委員 お忙しいところありがとうございます。

請願の中で、ちょっとお伺いしたい点がございます。義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1に小泉政権下のもとで変わったということは知ってるんですが、いろいろ国の考え方を見てますと、3分の1にしたけども従来の2分の1との差額については、交付税として一般財源化しているという見解を国のほうは書いておるんですけどね、ホームページを見ますと、文科省のを見ますと、これは県費でございますから、県が交付税に対して、一般財源化されているものをそのとおり差額分として使っているのか、使っていないのか、その辺の現状はわかりますでしょうか。

榎橋委員長 それでは、仁尾書記長お願いします。

仁尾書記長 失礼します。宍粟市教職員組合書記長をさせていただいております仁尾といいます。

その地方交付税の中で、どの程度の割合で、人件費として交付されているのかというのは、正直今のところは、よく把握をしておりませんで、ただ、できるだけ教員の加配であるとか、図書費であるとか、それからホームページであるとか、そういった教育の分野での使用といいますか、そちらのほうに向けていただくように呼びかけて、取り組みのほうしている最中です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 2分の1から3分の1に変わったことで、お金のことはわかりにくいと思うんですが、実際、現場の先生方に対して、何か影響があらわれているというようなことはあるんでしょうか。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 お給料の面で、どんどん減らされているのは確かで、やっぱり私20年目なんですけども、20年前と比べて、特に50歳を超えていくと給料も上がってこないという状況でいます。震災の関係で、独自カットでというのもありまして、非常に給与面ではカットされているのが現状です。

教員というのは、ぶしつけがましいですけども、お金の面というところはやっぱりなかなか言わない、子どものためにという、子どもの笑顔のためにということでいってるので、なかなか声が上がってこないところが現状です。給与面に関しては、比べていくと、かなりカットされている状況です。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、もう1点だけお願いします。この義務教育費の国庫負担制

度というのは、教職員の先生方の給与だけに反映されているものなのか、いろいろほかのこと、どのようにこの教育費というのは使われているものなのか、今給与が減額になっているということをおっしゃいましたが、それ以外で処遇が悪くなるとか、そのことが結果的に子どもに影響したりしている分、それは先生方が努力でカバーされているんだと思いますけど、そういう何か具体的な影響が出てるものはありませんですか。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 給与の面以外では、例えば教材費とか、図書費とかというところもいろんな財政の範囲で減っているんで、この国庫負担に関しては、給与の面ということなので、具体的には、人材のほう、今までやったら加配がついていたところがつけないというところが関係あると思います。加配もいろいろ出所がありまして、市費のほうでもお世話になっているところもあるんですけど、県費のほうもちょっと不確かなんですけど、あるかとは思いますが、これはちょっとまだ勉強不足ではっきりとは言えないんですけども。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 ちょっと私も勉強不足ですけど、県費加配がもしあるんだったら、また教えてください。

榎橋委員長 東議員。

東議員 今、大畑委員からの質問もありましたし、お答えもしたと思うんですが、この要請の、意見書採択の要請の文面にも書いてありますように、時間外労働が随分80時間と、いわゆる過労死ラインと大げさになってますけども、そういうことになっている中で、5月の日本教育新聞にも記事が出ておりますように、とにかく全教職員の労働時間が、しかも時間外がふえていると。その中で、今もお答えしたように、給与面では、非常に難しい問題が生じているということで、負担の現状が明らかになってるんじゃないかと、こんなふうに思いますので、御配慮をお願いしたいなとこんなふうに思います。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 きょうは本当にお忙しいところを来てくださいますして、本当にありがとうございます。質問させていただきたいんですけども、この請願書の趣旨説明の中の七、八行目に、本当に今の教職員の実態が、生々しく書かれてるんですけども、これは、公益財団法人連合総合生活開発研究所の報告書ということなんですけど、宍粟市の現状もこのようなことなんでしょうか。

榎橋委員長 仁尾書記長。

仁尾書記長 失礼します。実態としては、このようなアンケート調査はなされてはいないんですけれども、実感であったり、話を聞いたりする中では、これに近い実態であろうかと思えます。

また、精神疾患という部分でも、早期退職されている方も、ここ二、三年、数名いらっしゃいますし、そういったところも労働時間の長くなっている部分の負担になっているのかなというような気はしています。

やはり、教職員の定数を改善していただいて、人員を多くしていただく、その結果、少人数学級というのも可能になるでしょうし、この勤務実態というのも改善されていくものでないかというふうに考えますので、どれか一つというのがつながっていく取り組みにはなるかと思えますので、そういった形でお願いできればと思っております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 この報告書に近いような状況があるということで、1割が既に精神疾患に罹患されているというのは大変なことだなと思ったわけなんですけど、本当に長時間労働という問題での精神疾患、あるいはまた、児童生徒の問題行動がふえているとか、保護者の苦情がふえているとか、そういったことにおける精神疾患というものもあるようにも思うんですが、そのあたりの分析というか、そういったことは、今までされたことはあるんでしょうか。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 例えば、昨年度からの障害者差別解消法ができて、合理的配慮というところがあって、大変有意義な施策だと思うんですけども、配慮しなければいけないということで、すごく例えば字が小さいのを大きくする、そういう配慮、大きくする作業が要ったりとか、例えば、一つ挙げればそういうことなんですけども、たくさんのそれで助かる保護者や生徒がたくさんいるんですけれども、現場としては、人数が同じままでふえていると。学習要領も変わって、小学校のほうも英語とかという授業も新しく負担になる。でも人数はそのまま同じというところで、負担がかなり。IT化で、大分業務のほうは改善されているんですけれども、やっぱりそのあいた時間にまた新しい取り組みということで、負担感が増しているということと、多様化の時代ですので、いろんな保護者の方への丁寧な説明の時間が以前に比べてふえているというところは、勤務超過のどんどんふえている理由ではないかと推測しております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 先ほどお答えくださった中で、障害者差別解消法ができたことによって、公立の学校では、合理的配慮しなければならないということで、やはり教職員の少ない中、非常に大変な状況であるというふうに御説明くださいました。それで、この趣旨説明の下の方に、独自財源による定数措置が行われている自治体があるというふうに書いてあるんですが、合理的配慮をしなければならないので、定数を新たにふやそうかというようなそんな自治体というようなところも現在存在しているのかどうかということをお尋ねします。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 たつの市なんかはありまして、肢体不自由の児童に対して、特別に人員をふやしていただいているというところがあるんですけども、やっぱり時間が決まってまして、それはありがたいんですけども、やっぱりふだんの学校生活の時間とは見合わないところがあって、負担が増しているという話も聞いております。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 本当に、その先生方が、ここにありますように、大変な中、そういった独自に、財源で定数をふやしたりしながら、頑張っておられる実態もあるというような、そんなことをしながらも本当に何とか子どもたちを守ろうとされているというところで、よくわかりました。

それと、その次の質問なんですけれども、ここに、OECD諸国並みの豊かな教育環境の整備ということで、それで、子どもの数を30人以下とすることということのほかにも、OECD諸国並みの豊かな教育環境というものの中にはあると思うんですけど、先生が御存じの豊かな教育環境を守るための施策として、どのようなものがあるのかというようなこともちょっと教えていただけたら、ありがたく思います。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 兵庫県教職員組合のほうも、フィンランドと交流がありまして、その中からいろんな話を聞かせていただくんですけども、やっぱり日本の教員は、多岐にわたるというところが、いいところでもあり、欠点でもあるというところで聞いております。

確かに、丁寧に生活全般を見るというところなんですけれども、各国の取り組みでは、学習だけに特化するとか、教員によって、役割を変えていくというようなところで、子どもも多様化してますんで、子どものために有意義であったというところ

も聞いております。

山下委員 ありがとうございます。

榎橋委員長 ほかにはございませんか。

宮元委員。

宮元委員 宮元です。済みません、よろしく申し上げます。これ読ませていただいて、小泉政権下ということで、先ほどもちょっと調べさせてもらったら、2005年ぐらいからになるんですか、今2017年ということで、約10年ぐらい、もうこの制度たっているのかなと思っております。私1年生議員なんで、今までの流れがちょっとわかってないんですけれども、これは、ずっと教職員組合の中では、いろいろとこの2分の1から3分の1に引き下げられたことについて、いろいろと今までも議論されて、請願書とか、そういった形で、動きは今までもされておられたんですか。どうですか。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 直接署名活動とかで、毎年取り組んで、要望のほうは出させていたっているんですけれども、なかなか回復には至ってないというのが現状です。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 そうしたら、宍粟市議会もこれは、毎年というか、今まで何回も受け取っておられたということなんですか。そうですか、済みません、初めて知ったもんで、済みません、勉強不足で。

それと、あとこの宍粟市の教職員組合さんで、団体名でされているんですけれども、請願団体で、あと教職員組合、いろいろ横のつながりというんですか、いろんな組合さんとも同じような動きはされておられますか。

榎橋委員長 仁尾書記長。

仁尾書記長 これについては、兵庫県の教職員組合全体での取り組みでもありますので、県にもかけ合っておりますし、隣の市町も同じような教職員組合というような形で、請願のほうはさせていただいて、取り組んでいるところです。

県のほうでも、少しずつ加配等も考えてもらって、いい状況には少しずつ変化してきておりますが、やはり今回新しく指導要領も改定されるということで、新たな懸念といいますか、負担に、いいことではあるんですけども、負担になってしまう部分であるとか、また授業数もふえるということで、土曜日であったり、長期休業であったり、安易にこれまでの休日が授業日に変わっていくようなところも心配さ

れるところがありますので、そういったところもないようにといたしますか、よく慎重に考えていただけたらと思っております。

宮元委員 わかりました。

榎橋委員長 ほかにはございませんでしょうか。

浅田委員。

浅田副委員長 浅田です。どうぞよろしく申し上げます。御苦労さんでございます。

全般的な話なんですけども、いわゆる宍粟市の教職員組合として、労働時間の実態調査がなされてないということでお聞きしました。

ただ、現状としては、十分私も学校現場のほうは、承知をしているつもりなんですけども、特に主な、時間外をしていかなければならないという主な原因、例えば、中学校の先生、土日もしに部活関係もございます。それから、特に小学校の先生だったら、教科もふえる、学習指導要領の改定も含めて、英語の授業であるとか、ここだと地域へのかかわりであるとか、それから、問題行動のお子さんへの、また保護者へのかかわりとか、その辺も非常に多くはなってきたおると思いますが、小学校の先生と中学校の先生は、どういうところが主な今後、現場の先生方として、ここが非常に大変だというのがありましたら、教えていただけたらと思います。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 さまざまな要因があると思うんですけども、今現場で一番よく話題になるのは、学校に行きにくい生徒の対応です。丁寧になってきたので、学校には来れるようになってきて、でもやっぱり教室には上がれない。そうしたら別室で登校すると。そこに別室に来てるということで、そこに教師が配属される。今まででしたらその授業の合間に点検活動とか、いろんなことを準備をしていたんですけども、そこにかかわることで負担が増しているというところで、人員がふえたが、そこで負担感が減って大分ほかの時間も回せるという事象があって、人がふえるということが一番子どもにとっても、教師にとっても非常にいいかなと思っております。本当に多様化したというところの対応、これというのはなかなか言えないんですけども、今話題になっているところは、そういう不登校生徒の対応というところが一つだと思います。これは小・中に実施することやと思います。

榎橋委員長 ほかにはございませんか。大畑委員。

大畑委員 せっかく来ていただいたので。実態というのは、よくわからないんですけども、現場の先生方として、この30人学級という、今回の請願の趣旨ですけども、今、宍粟市の場合だったら、低学年を30人学級で、高学年が40人になってま

すかね。ですから、今もありましたように、いろんな子どもの多様化ということだったり、いろんな問題があったりして、現場としては本当にどのぐらいが子どもにとっていいというふうに思われますか。

榎橋委員長 仁尾書記長。

仁尾書記長 やはりここに挙げさせていただいている30人というのが段階的なところではあるかと思うんですけれども目指したいなというふうに思っています。現状で言いますと、市内の中学校でも40人でのクラスで運用している実態も学校によってはありますし、小学校でも多いところでは37人学級のところもあるというふうに聞いています。その40人学級の実態をちょっとお聞きするには、教室の大きさを考えたりして、小・中学生の体格も違いますので、とにかく教室の端から端までいたり、机も2人を一つにひっつけて配置しているというような現状もあるそうで、そういった中で落ちついて授業に取り組むというようなところもなかなか子どもたちにもよくない影響が想像されますし、そういった実態もあったりする中で、できる早い時期に実現していただければというふうに考えております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。もし、今おっしゃった中学校の40人学級が、これは大変な状態だということで、市で独自にじゃあそれを2クラスにしようやないかという話になったときに、国庫負担は1人分しか出ないわけやね。あと1人の教員を配置した場合は、市単独でやるという、そういうことなんですね。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 そうですね、はい。

大畑委員 わかりました。最後に済みません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 一番最初に聞けばよかったんですけれども、団体名のところで宍粟市教職員組合と書いてあるんですが、名前がこういうふうに変ったんですか。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 本年度より、単組というか、今までは兵教組宍粟支部ということだったんですけれども、神戸のほうが権限移譲で交渉相手が変わるということで、神戸も単組になるということなんで、ほかの支部も単組という形で動いております。

大畑委員 わかりました。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 こういうふうに直接お話を伺う機会をせっかく与えてくださっているの

で、もう少し質問したいんですけども、1月の時間外労働が80時間、過労死ラインということで、これはもう月曜日から日曜日までの1週間、部活とかそういったのも入れて80時間ということなのかなと思ひまして、このごろ部活動の時間を少し減らすとか、そういった見直しが行われているようなことも聞いたんですが、そのあたりの現状とか教えていただきたいと思ひます。

榎橋委員長 仁尾書記長。

仁尾書記長 失礼します。

まず部活動については、平日においては週1日はノー部活動デーというのを各学校設けていただいて実施するようになっていっています。また、土日については、通常4週間でありまして8回土日がありますので、そのうちの2回、2日はお休みするようにというところで取り組みのほうを始めているといひますか、続けていただいているところではあります。

また定時退勤日というのも各学校設定しまして、各学校の広報紙等を利用して地域のほうにも発信しているところで、できるだけ業務改善につながっていくような、労働時間が少なくなっていくようなところでの取り組みを続けていっているところです。

榎橋委員長 ほかはよろしいでしょうか。

林委員。

林委員 この請願書は、国に対しての意見書を出してほしいということなんやけどね、今いろいろと個々の事例の説明があつたんですけども、これは全国的な問題でもないし、するのでそういう今言われたような個々の事例で困っておるんだつたら、市なり県のほうに直接言われるほうが早う解決すると思ひます。ですから、ここにこんな全国的に30人以下にせえとか、国庫負担をもっとふやせとかいひ、その請願の説明にしたら、ちょっと小さな問題と言つたらおかしいんやけど、ちょっとかけ離れているなと思ひますやけどね。だから、ほんまに実態がそういうことで困っているんだつたら、もっとそのことについて解決はできると思ひますやけどね。今言われた宍粟市の実態は把握されていないと言われましてね、ほんまに困っているんだつたら、そういう実態をちゃんと把握して訴えないとあかんと思ひます。その辺、これは全国的なことのやつなので、何かちょっとおかしいのになという気がするんやけどね。

榎橋委員長 菅野執行委員長。

菅野執行委員長 おっしゃるとおりで、私たちも勉強不足なところが多々あるんですけども、やっぱり国庫負担金ということで、国のほうにも訴えをかけているん

ですけれども、やっぱり議員さんのお力添えで声を上げていただいたらということなので、御協力願いたいということで、毎年上げさせていただいている次第です。私たちとしても、足元もしっかり見て、いろんな方向で、これが実現できるように勉強していきたいと思いますので、また御協力よろしくお願いします。

榎橋委員長 林委員。

林委員 それはわかるんやけどね、ほんまにこういう窮状があるんやというんだったら具体的に言うともっとあれだと思っんですけれども、これ毎年同じような、この記から下は同じようなことが毎年出よるんやけどね、これがあかんというんじゃなしに、ほんまに現実的に困っているんだったら、そういうほかの方法があると思っんです。これはこれとして活動されたらええと思っんやけどね。ほんまに今言われたようなことがあるんやったら、そのことについて解決するほうが先じゃないかと思っんです。

榎橋委員長 仁尾書記長。

仁尾書記長 失礼します。同じ内容といいますが、市の教職員の勤務実態の改善については、市の教育委員会のほうともお話はさせていただいているもので、こういった実態がありますと具体的な案件となったら、調査であったりというところではないんですけれども、実態といいますが、現場の教師から話を聞いたりした結果をもとにお話をさせていただいたりしているところではあります。先ほど委員長も申しましたが、国であったり、県であったりに対しても同じようにはお願いをしないといけない部分も当然ありますので、その一つとしてお力添えいただければということをお願いしたいと思っております。

榎橋委員長 実友議長。

実友議長 前年度まで5年ほどこの問題でずっと請願を私が出ささせていただいておったんですけれども、教育委員会とも相談しました。中の下の文章、これについては教育委員会も何とかこうしてほしいと、教職委員組合のほうから出るんやけども、私らもこれは望んでおりますという話も聞いておりますので、どうかよろしく願いしたいというふうに思います。

榎橋委員長 ほかはございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、請願の審査を終了させていただきます。

本日は、本当にお忙しいところ、菅野執行委員長、そして仁尾書記長にお越しいただきました。現場の声をしっかり聞きたいということをお願いしたわけでございます。本当にお忙しいところ、本日はありがとうございました。しっかり審査をさ

せていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

午後 1時31分休憩

---

午後 1時37分再開

榎橋委員長 お待たせをいたしました。それでは、委員会を再開させていただきます。

健康福祉部は議案審査がございませんので、所管事務調査を行います。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 それでは、ないようでございますので、これで健康福祉部の所管事務調査を終了させていただきます。御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

午後 3時02分休憩

---

午後 3時15分再開

榎橋委員長 お待たせいたしました。

それでは、委員会を再開いたします。

教育委員会の審査及び所管事務調査をこれより行います。

発言される方は、挙手をして委員長から指名を受けて、マイクのスイッチが入ってから発言をしてください。よろしく願いいたします。

今回は、最初でございますので、審査に入る前に自己紹介をお願いをしたいと思います。それでは、藤原部長のほうから順次座っていただいて結構ですので、自己紹介をお願いいたします。

【出席者自己紹介】

榎橋委員長 ありがとうございました。

午後 3時18分休憩

---

午後 3時43分再開

榎橋委員長 文教民生常任委員会を再開させていただきます。

それでは、教育委員会の継続調査のほうで、何かありましたら伺いますが。

【継続調査及び報告事項を実施】

榎橋委員長 それでは、ないようですので、教育委員会の審査及び所管事務調査を終了いたします。長い間御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 5時08分休憩

————— (教育委員会退室)

午後 5時10分再開

榎橋委員長 長時間になりましたけれども、続けてさせていただきます。

それでは、第74回、宍粟市議会定例会付託案件採決及び賛否確認をさせていただきます。委員会を開催させていただきます。それでは、第67号議案について賛否確認をさせていただきますが、自由討議、討論はございますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 それでは、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

榎橋委員長 全員ですね。

続きまして、68号議案について賛否の確認をさせていただきます。賛成の委員。

(挙手全員)

榎橋委員長 続きまして、第69号議案、いかがでしょうか。賛成の委員、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

榎橋美恵子委員長 続きまして、請願第1号に関しまして。

大畑委員。

大畑委員 私がスルーしてしまって申しわけなかったんですけど、私が質問した中で、義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1になって、どういう影響が出ましたかという話で、給料が下がりましたという話がありました。あれもちょっと義務教育国庫負担と関係ないんで、ちょっとあれは訂正しとかなあかんと思って。表で局長も話してくれました。私も話をして。あれは別次元の話で、要するに加配なんかに影響が出たかどうかということを知りたいんですけども。あれは資料を求めることはできるんかね。

榎橋委員長 岡崎事務局長。

岡崎事務局長 多分、あの後、加配措置の部分について組合に確認したんですが、組合では情報は持っておらんようです。県があくまでも弾力的な運用で、兵庫県の場合は加配措置みたいなことをしておりますので、組合に求めるのは少し無理があるのかなというふうに思います。

大畑委員 はい、わかりました。それだけ報告しておきます。

榎橋委員長 それでは、賛成の。神吉委員。

神吉委員 その前に、先ほど言われた請願をどうすることを今、決めよるんですか。請願を。

榎橋委員長 これを賛成で提出する。

神吉委員 賛成で提出する。先ほどのことは除いてということですか。お給料。

大畑委員 答弁がちょっとそのままスルーしてしまったんですけど、国庫負担が2分の1から3分の1に下がったことで、給料の削減につながったという話は、ちょっとそれは違うということ。

神吉委員 その文面は。

大畑委員 文面はないんですけど、やりとりの中で、これを訂正しておきますという話だけだったんです。

神吉委員 訂正ですね。削除ですか。

大畑委員 いえいえ、文面には何も出てこないんです。中でいろいろ質疑した中で、向こうの答弁されたところにちょっと間違いがあったということだけ。

神吉委員 あれは間違いだったと。

宮元委員 議事録とかそういうものはないんですよね。

林委員 そないに思とん違うん。

大畑委員 思とんは思とんかもしれへんけど。

林委員 そんなええかげんなことで請願してもうても困るなと思って。

浅田副委員長 議事録があるとしたら、議事録から削除しますよということで理解したらええんやね。

林委員 削除してくれ言うたん。

大畑委員 いや、向こうは言うてない。

林委員 言うてないんやったら、削除する必要ないん違うん。削除する必要ないやろ。

大畑委員 こっちが判断するとき、そなんんやったら、こなんんできへんわという話になったらいかんから、ちょっと説明しているだけ。

林委員 そんなええかげんなこっちゃ困ると思とんやけどな。

大畑委員 それはね。それはわかるんやけど。

榎橋委員長 神吉委員、大丈夫ですか。いいですか。

神吉委員 はい。挙手するかどうかですね。

榎橋委員長 それでは請願第1号に関しまして、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

榎橋委員長 賛成4、反対2。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 5時16分休憩

---

午後 5時25分再開

#### 4. その他

- ・閉会中の継続調査事項
- ・7月委員会の開催について  
7月12日(水)午前9時から

#### 5. 閉会

浅田副委員長 朝9時からということで長時間になりましたがお疲れさまでした。  
次回は6月15日になります。よろしくをお願いします。

(午後 5時46分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子

平成29年度予算決算常任委員会第1回文教民生分科会会議録

日 時 平成29年6月7日(水曜日)

場 所 穴粟市役所503会議室

開 会 6月7日 午後 3時18分

次 第

1. 審査事項

第74回穴粟市議会定例会付託案件審査

(教育委員会)

第70号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決  
第14号)の承認についての関係部分

第71号議案 平成29年度穴粟市一般会計補正予算(第1号)の関係部分

第74回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

出席委員

委員長	榎 橋 美恵子	副委員長	浅 田 雅 昭
委員	宮 元 裕 祐	委員	山 下 由 美
"	神 吉 正 男	"	林 克 治
"	大 畑 利 明	議長	実 友 勉

出席説明員

(教育委員会)

教育部長	藤 原 卓 郎	教育部次長	前 田 正 人
教育部次長	田 路 正 幸	教育総務課長	橋 本 徹
学校教育課長	山 本 哲 史	こども未来課	中 尾 善 弘
施設整備課長	西 林 文 隆	社会教育文化財課長兼歴史資料館長	藤 井 康 明

事務局

事務局長	岡 崎 悦 也	主 幹	清 水 圭 子
------	---------	-----	---------

(午後 3時18分 開会)

榎橋委員長 それでは、審査に入りたいと思います。

第1回予算決算常任委員会文教民生常任分科会をこれより開会いたします。

資料の訂正とか、御説明とかは別によろしいですね。

(「はい」の声あり)

榎橋委員長 それでは、なければ質疑に入りたいと思います。

第70号議案について、質疑のある方、よろしく願います。

大畑委員。

大畑委員 70号のはりま一宮小学校の関連のことでお伺いしたいんですが、繰越明許の理由としまして、現在の道路敷地内に一部民有地が存在していることが判明して、その処理に不測の日数を要したというふうになっておりますが、道路内民地、未登記の問題というのがたくさん存在していることは御存じだと皆さん思うんですが、これがわからなかったということなんですか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 順次、境界を復元する中で、道路内に民地があるということが判明いたしまして、この作業をまずしないと地権者との交渉に入れられないということで、今回用地関連経費について繰越明許費を計上させていただくものであります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 そうだと思うんですが、補正で上がったときに、補正予算を提案する前に道路内民地が存在しているということ気づかずにしてたということなんやね。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 はい、そのとおりです。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 もう一つ、伊水小学校の室内運動場の改築事業なんですが、これも説明にございますが、埋蔵文化財の発掘調査費の未払い分についてというのは、この未払い分が1,380万円ということによろしいでしょうか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 未払い分が1,800万円弱になっておりまして、その分についての繰越明許費を計上しております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 未払いの原因が、当初想定されておった1メートル付近よりも深い2メートルにあったということで、これだけの費用、今言われた1,800万円ということ

だと思っんですが、具体的にその1メートルの違いでそれだけ費用が発生するというのは、もう少しその1,800万円の内訳について教えていただけませんか。

榎橋委員長 西林課長。

西林施設整備課長 ざっくり申し上げますけれども、現地での発掘作業にかかる経費はおよそ3分の2で、残り3分の1が整理作業にかかる費用となっております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 この発掘調査で何か出土とかあったんでしょうか。中身をちょっと教えてください。

榎橋委員長 田路次長。

田路教育部次長 発掘調査の成果につきましては、私のほうで御報告申し上げます。

工事予定地につきましては、いわゆる文化財保護法でいうところの市有地の埋蔵文化財包蔵地ということで登録をされておりまして、背後の山の上にあります長水城跡に関係する時代のものが出るだろうということで発掘調査を始めました。先ほどありましたように、2メートルほど土を除去いたしますと、やはり長水城が建っていた時期の戦国時代の生活をしてきた建物の柱ですとか、また排水を行った溝、それから屋敷を区画する土塁といたしまして、土の高まり等を確認をいたしました。それに伴いまして、その戦国時代のいわゆる土器が出ておりまして、その整理でありまして、また図面等の整理に整理作業を要したということでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 そういう成果につきまして、今後どのように市民にPRされるんでしょうか。

榎橋委員長 田路次長。

田路教育部次長 現在その整理作業の過程で発掘作業の報告書を作成をいたしております。またそういった成果につきましては、企画展示等でまた市民の方にも知っていただきたい、知っていただくことを考えております。

それから発掘調査中に、3月11日ですが、地元向けの現地説明会を開催をいたして、地元の方にも調査成果を知っていただく機会を設けました。

榎橋委員長 ほかはどうでしょう。

林委員。

林委員 ちょっと戻るんやけどね、一宮小学校の関係なんですけれども、民有地が存在しておったので、その整理をせんと地権者との交渉はできなんだということなんやけど、もうこれ地権者との交渉は始まっとんかいね、まだとまっとんかいね。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 教育総務課のほうで昨年度から学校規模適正化を取り組んでおり、今年度から施設整備課が設置され、建設のほうを進めておりますが、その交渉のほう、私ども教育総務課のほうで中心となって各課にお世話になっており、お答えをさせていただきます。

用地のほうは、この後の、文教民生の委員会のほうでも報告をさせていただきますが、現地の説明会を実施いたしました。個別の用地の交渉については、今後行うということで、この6月に順次行う予定としております。

以上です。

榎橋委員長 林委員。

林委員 今から交渉を行うということなんやけども、年度内には完了するんやろね。

榎橋委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 工事は2月末の完了予定とし、3月については、予定しておりますスクールバスの試走であったり、開校の準備に備える予定でおります。

榎橋委員長 ほかにはどうでしょう。

なければ、次の第71号議案の質疑に移りたいと思います。

大畑委員。

大畑委員 本会議の質疑の続きになりますけれども、一宮北中学校区の認定こども園の用地購入費が上がっておるんですが、なぜこの小学校の近くということになったのかということなんですが、いろいろ経緯があって、公立で認定こども園をやろうというふうになったときの用地については、普通お金のことをいろいろ考えたり、周囲が統廃合でどんどんなくなって行って、教育施設があいてきている状況からすれば、わざわざ新しい土地を買い求めなくても、現在ある施設を有効に活用していくという選択肢もあろうかと思うんですが、その辺は議論はどのようにされたのか、ちょっと教えてください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 委員御質問のとおり、私ども事務局としましては、既存のまです市有地を含めた周辺ということで検討をさせていただきました。一つには、センター三方の活用ということを考えてありますけれども、センター三方につきましては、過去には水害で水が乗ったというところがあったり、あるいは今の宍粟市集落センターとしての機能の廃止ということに伴いますので、地域のほうにその話をさせていただいたところ、その地域の同意というか、その集落センターとして

活用しているというところで御理解はいただけなかった。いろんな多方面から4カ所ほど、ほかに3カ所ほど市の土地を含めて検討をしたんですけれども、総合的に、例えばセンター三方であっても、施設の取り壊しに一定の費用等がかかるというようなこと、それから先ほど申し上げました水害のことでかさ上げ、埋め上げをするためにもまた予算が必要ということで、そういったところの総合的な比較をさせていただいて、現在提案させていただいておる地域が望まれておる方向で検討させていただいたというところでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 センター三方の活用の判断についてはわかりましたが、それ以外の用地についての検討はどうでしょうか。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 私ども検討の方向性として一つ出しておりましたのが、家原遺跡公園の中に構えるというようなところを上げておりましたけれども、地域のほうは学校との隣接ということを強く望まれたということでございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 あくまでも地域の意見を尊重して最終的に決定したという解釈ですね。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 地域協議会で小学校の付近に建設するというところで協議会に移ったという経過もありますし、それと市としても協議会、また地域の要望をかなえて両方で決めたいという方向を持っておりましたので、先ほど中尾課長が言いましたように、総合的に、総合的に判断してその場所が適地やということで今考えておるところであります。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 それとここに工事として上がっておるんですが、3,762㎡、本会議の中でもちょっと意見が分かれたところですけども、私はどの程度の規模になるのかとかいろいろ地元の人たちのそういう認定こども園の設計の中身とか、十分議論された上で、その後で適地をとということのほうが出戻りが少なくないかとか。地元の人たちの意見が園舎にも土地にも反映されるんじゃないかなというふうに思ったんですけども、あくまでも先行しなければならないというところで、そこについてもう少し説明してください。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 まず、協議会が平成26年に立ち上がっておるわけですけど

も、その折から平成31年4月の開園を目指すということで、この間2年余り協議を進めております。まず開設の時期ということをご考慮したということと、それから建設をします認定こども園の先例としましては、千種のこども園があるわけがございます。県の条例、国の法律、法令に基づいて設置をしますので、建物の面積、必要な面積というのはおのずと出てくるというところがございます。

また、千種の反省としましては、少し駐車場が少ないというところがございます。そういったところも加味しながらこの面積が必要というふうに判断をしたところがございます。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 大体わかりました。それで、もう一つ思いますのが、御形察の扱いをどういうふうに考えておられるのかということとか、それから一宮北中学校、ここの生徒数なんかも相当落ち込んできていますから、将来的には、相当将来を考えれば、でも開園のことが一番優先するんだと言われたらどうしようもないんですが、一旦どこかで着地しといて、その辺の状況がもう少しはっきりした段階で新しいものをどんどん建てるという選択肢もあったのかなと私は思ったんですけども、その辺は難しいですか。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 御形察は今年3月に閉寮したということで、その後の活用も市としても考えなくてはいけないということで、実際のところまだ決まっていない状況であります。まだ建物自体は使えると、きれいな状況でありますので、これを今のところは普通財産になっておりますけれども、社会教育施設として使うかというところも活用もそういうような要望もありますので、現在のところまだ決定としてはしておりませんので、ここを使うかということになりますと、現段階では、ここを潰してまでは使えなかったということで、これを外して用地としては確定といえますか、求めたいということにしております。

以上です。

(「中学校はどう」の声あり)

藤原教育部長 中学校につきましては、一宮北だけでなく、生徒数が減っておるということで、活用ということ、また、まだ話は出ていないですけども、また統合的なことも将来考えていかななくてはならないとは教育委員会の中でも考えとして持っておるところであります。現在のところ、中学校の統合というようなことはありませんので、これを活用、利用ということは教育委員会としては考えておりません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 済みません、よろしいか、続けて。

榎橋委員長 どうぞ。

大畑委員 統合せえということを行っているんじゃないなくて、統合をしなさいと、統合を進める意見じゃなくて、全体的に少なくなってきたので、教室なんかがあいているということで、北中学校や小学校とか周りを含めて全体の公共施設を見たときに、もう少し開園まで新しいものを建てるんじゃないなくて、そういう状況でできたら、うまくキャパとして、三つが認定こども園を含めて幼児教育から中学校までが一貫してこの辺にまとまっていくんじゃないかみたいなそんな議論はなかったということやね。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 現在のところ、北中、また北小については、空き教室はないという状況なので、それをこども園に活用ということは議論としては出ておりません。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 わかりました。そうしてここになったわけですが、予算に今度ちょっと関連していいますと、補正前が3,200万円用地費を置いてありまして、これ一宮南中学校区、それで今回3,800万円7,000万円の予算、補正になったわけですね。3月のときにもいろいろ議会で意見が出ていましたけれども、まだどうなるかもわかっていないところの予算の置き方として問題があるんじゃないかという話がありましたね。特に一宮南中学校区というのは、今日の後の委員会資料の中でも出ていましたけれども、まだ全く協議が進んでいないと思うんですよ。ここの用地費を上げておいて、さらに3,800万円を補正するというのはいかがなものかなと。だからやっぱり急ぐのであれば、現在の3,200万円をうまく生かしながら足らずを補正するとかいうことができなかつたのか。一宮南校区をどうしてもこだわって置かれているという意味がちょっとわからないんです。その辺の説明をお願いします。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 一宮南中校区の幼保の用地ということは予算の委員会のときにも質問が出て説明をしたとおりで、運営主体も方向が決まっているということやら、今後の連携のことを考えると、あの位置が一番適地であろうという判断をしております。それで一宮南中校区の委員会の段階ですけれども、そこでも将来ここでこども園をしてほしいという、そのために用地は適当だという合意も得ております。したがって、あそこは今回一宮南、神戸小学校の進入路として使うんですけれども、そ

の残りを買収するという事は、タイミングといいますか、同時に買収したほうが効率的だということで上げておりますし、それはそれとして進めなければ、一宮南中校区の幼保の進捗もおくれているということで、それを使って、ここの北中校区の用地に回すのではなく、別として置く必要があるということで計上しております。

榎橋委員長 大畑委員。

大畑委員 委員会資料で、南中学校区は、今年の2月24日に第5回の地域委員会を開催をされて、引き続き地域の理解が得られるように協議を行う予定であるということですが、用地はもう決まっているということですか、今の説明からいくと。

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 用地は、あそこが、その場所が適地であるということは委員会で承認はもらっております。市としても適地ということで判断させていただいております。

(「前の総務部局も」の声あり)

榎橋委員長 藤原部長。

藤原教育部長 一宮南中校区の地域の委員会。

(「ああ、地域の」の声あり)

榎橋委員長 ほかにはございませんでしょうか。

山下委員。

山下委員 この一宮北中学校区ですけれども、認定こども園ですけれども、第2次募集が早期に打ち切られて、公立の認定こども園ということで建設ということで、平成31年4月開園を目指して進んでいるんですけれども、第2次募集を打ち切ってから以降の地域協議会の動きというか、委員の意見というか、どのようなものがあって、現在に至ったのかということをお教えいただけたらと思います。

榎橋委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 2次募集につきましては、4月7日金曜日をもって、終了しました。応募がなかった、運営法人が見つからなかったということで、4月12日に第3回目となる協議会を開催をいたしまして、公立での運営ということをお伝えさせていただきました。そのときに、これからの協議についてということで場所について協議をさせていただき、そしてなかなか大勢の、全ての委員でどこがいい、あそこがいいということは難しいので、少しメンバーを絞った中で地域の代表者による選定の意見の聴取ということで4月21日に分科会をさせていただきまして、先ほど申し上げましたように、結果として学校の隣接地を望むということの意見が出

された。そのことに基づきまして、今回の補正予算の上程に至ったということでございます。

榎橋委員長 それでは、ほかにはないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

榎橋委員長 それでは、ないようですので、議案審査を終了させていただきます。

これで教育委員会に係る文教民生分科会の審査を終了いたします。

午後 3時43分休憩

---

午後 5時16分再開

榎橋委員長 それでは、分科会を再開します。

それでは、70号議案について賛否確認を行いたいと思います。

自由討議、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

榎橋委員長 それでは、賛否確認をさせていただきます。

賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

榎橋委員長 はい。

それでは、続きまして、第71号議案。

自由討議、討論はありますか。

大畑委員。

大畑委員 教育委員会の認定こども園の用地の関係、私が質疑させてもらったんですけど、皆さんの意見をちょっと聞きたいと思うんですけど。できるだけ公共用地を選択していくべきじゃないかということで、お金のこともあるのでという話をしたんですけど、皆さんとしてはどのようにお感じになったのかちょっと討論できたらと思うのですが。

榎橋委員長 今の大畑委員の意見に対して。

神吉委員。

神吉委員 学校の環境として中学校、小学校、幼稚園などが1カ所にまとまっているというところを探して、公共の用地がないというのであれば、用地の購入は適切だろうというふうに感じたんです。ほかにはないのであればです。あの環境をつくり出すために、ほかのところがないのであれば、それで賛成しようと思っています。

榎橋委員長 山下委員。

山下委員 私としては地域の協議会、あるいは地域の人たちの意見を聞いた上での用地選定だったということで賛成したいと思います。

榎橋委員長 宮元委員。

宮元委員 私も行政主導でここにつくりますというのではなくて、住民の方からの要望であれば賛成かなと思うんですけども、ちょっと迷っているのは、そんなに1カ所に集めることって連携という言葉をよく使われるんですけど、連携ってどういったものを連携と言われているのかなというところもちょっとわからないところがあるんですけども、そんなに小学校と中学校、そして幼稚園と同じような場所につくって連携、連携という言葉で近くに用地買収というところは、またちょっと違うかなとは思うんですけども、住民の意見やったらしゃあないなという部分もあるんですけど。

榎橋委員長 浅田委員。

浅田副委員長 私はそれぞれ地域との協議の結果、それからほかの適地も含めて総合的に判断された結果でありますので賛成したいと思います。

榎橋委員長 林委員。

林委員長 僕も同じです。

榎橋委員長 きょう、いろいろ見られて。

大畑委員 いいんですよ。賛成、反対のことではなしに、その辺の論点になるようなところを。

榎橋委員長 まとまっているほうがいいかな。神戸幼稚園、小学校、中学校、全部近くにあるんですけど。

大畑委員 確かに宮元さんが言われたように、1カ所にまとめることが連携かといったら、そうとは言えんと思うんで、どうしてもまとめようというのは、逆にリスクも高まると思う。何かあったときには1カ所でみんな犠牲になることもあるからね。

浅田副委員長 学校教育、小学校、中学校の小中一貫教育という観点からすれば、距離が近いほうがよりやりやすいだろうなと。学校の先生の負担を含めたら。そこへ就学前のを含めて、どう今からつくっていくか。いわゆる大きなお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒に遊ぶということも含めてされるのか、その辺を今から今後の教育委員会の考え方も出てくるだろうと思いますけどね。それはプラス面のほうが多いのかなというふうな感じですかね。

宮元委員 波賀小学校で学校規模適正化、幼保一元化の話が出たときに、それこそ

今後、行政のほうは右肩下がりで子どもの数が減るって。だったら、新しく波賀小学校とか認定こども園というのではなくて、波賀中学校だけで十分間に合うんですよ、今でも、言ったら。小学校、中学校、幼稚園の人数がね。ちょっと部屋の数、遊んでいる数からいったら。でも、やっぱりそのときは場所が別やし、連携って何だろうなというところは、そういうところから思ってたんですけども。

林委員 千種は幼、小、中、高校まで連携教育でやりよんやけどね。大体、連携するのは行事とか、一遍に。今度、10日にするんやけども、そういう地域全体で挙げてしよるからね。授業参観とか文化祭とかいろいろやるんやけどね。1カ所にあつたら次々行けるわな。そやけど、離れとつたらこっちをのぞきたいけどということができんということもあるのはあるわ。そやけども、行く行くはどっこもそれいう連携でやらんと何もできんような状態に、特に波賀なんかはなると思うんや。まとめとるほうがええんわええけどな。何するんでも、幼稚園だけとか、小学校だけとかいうことはできんような時代になっている、今。一宮はどうかわからんけども、まだ。

榎橋委員長 よろしいですか。

賛成の委員の挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

榎橋委員長 はい。

それでは、分科会を終了させていただきます。

( 午後 5 時 2 3 分 閉会 )

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会文教民生分科会 委員長 榎 橋 美恵子